

如コハ古渡因縁、田口清引等イ會見シ、國權伸張ノキヲ執事
 赤松京極等ハ三日間ニ遊リ入次山内一藩、又ハ櫻西引一藩、
 ママ正日脚來朝シ、マハ黨首出陣山内、將行委員高中華ニ、
 藩内ニリ管轄聯合全圖回轉一藩ニ、藩内スヘキモ否ナシ、藩内ノ
 變ノ藩同盟入國聯合會ハ變出國ニ、以テ藩會以衆黨入國文

加會以衆黨入國文游條條ノ旨

當政取津 藩田端一頭取

入國文祖社社政取社 第 第

細麻四半十一日八日

STING

シタメ結果何等ノ効果ヲモ見ズ調停私案トシテ左記三案ヲ示
 シタ。

記

- 一、労働總同盟分裂の禍因となつた少数個人の除名
 (註、本山、鈴木、山常其他相當の人員含まる、但し
 大矢、山内は除外)
- 二、黨内に於ける抗争反目は黨の統制と平和を擾亂するから
 兩派とも責任の重大なるものありと認め嚴に戒告するこ
 と
- 三、個人的攻撃は埋出の如何に拘はず黨の信用を失墜せし
 むるものなるに就き遺憾の意を表明せしめ嚴に將來を戒
 むること